

し尿等下水道投入施設貯留槽等清掃業務委託仕様書

第1章 総則

本仕様書は、胎内市(以下「甲」という。)が業務委託するし尿等下水道投入施設内の指定する水槽内の清掃業務に適用する。清掃業務受託者(以下「乙」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、その他関係法令並びに契約書および本仕様書に定める事項を遵守し、清掃業務を行うこと。

本仕様書は、清掃業務の基本的事項を定めるものであり本仕様書に明記されていない事項であっても、清掃作業に必要と思われるものについては、本仕様書の記載の有無に関わらず、乙の責任において実施しなければならない。

なお、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて、乙は甲と協議し、その指示に従うものとする。

1. 委託名

し尿等下水道投入施設貯留槽等清掃業務委託

2. 履行場所

胎内市し尿等下水道投入施設(胎内市塩津562番地)

3. 履行期間

契約日より70日

第2章 業務内容

1. 委託業務

(1) 業務概要

胎内市し尿等下水道投入施設の貯留槽等の汚泥及び沈砂物等を除去し、槽内を清掃すること。

(2) 委託業務の内容

① 貯留槽等の清掃及び残渣物の収集 30 m³

② 貯留槽等の防食状況調査

(3) 清掃残渣物の収集

清掃残渣物は、貯留槽等から収集し、市の指定する汚泥処理業者の運搬車に積み込むものとする。

(4) 機材の使用

業務にあたり、甲の許可を得て、甲が支給する電源、プロセス用水等を使用するものとする。

2. 完了報告

完了報告は、本仕様書第2章4に規定する提出図書を添付するものとする。

3. 清掃実施時期

業務は、委託者の指定する日とする。また、実施日を汚泥処理業者へ連絡すること。

4. 提出図書

乙は、清掃処分業務を完了したときは、下記の書類または図面を提出すること。

- (1) 委託業務完了報告書
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業等に関する記録
- (3) 写真（清掃作業箇所ごとに、作業前・作業中・作業後）
- (4) その他、甲の指示した書類及び図面

第3章 特記事項

1. 現場管理

乙は、甲の清掃方法を十分理解し、清掃に用いる機器の設置場所については、甲と協議し、その指示に従うこと。

2. 臭気対策

乙は、清掃作業中に発生する臭気については、万全の対策を行うこと。

3. 安全対策

乙は、清掃作業中の労働災害、酸素欠乏、硫化水素中毒、引火性ガスによる爆発等の安全対策については、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等、その他関係法令を遵守するとともに、作業者に対する安全教育の徹底を図るなど、事故防止に最大限努めること。

4. 清掃作業中の遵守事項

- (1) 乙は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者の中から、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（以下「作業主任者」という。）を選任すること。
- (2) 乙は、清掃作業中、監視人を1名以上配置し、常時監視させること。
- (3) 乙は、清掃作業方法については、労働安全衛生法及び酸素欠乏症等防止規則、その他関係法規を遵守すること。
- (4) 作業開始までに甲の担当職員と乙の作業主任者は、その内容について打ち合わせ協議するものとする。
- (5) 乙は、測定器具等を定期的に検査し、その内容結果を甲に報告すること。
- (6) 乙は、甲に指示された作業期間・時間内に作業を完了すること。

5. 清掃作業の完了

本業務の完了は、甲が指定する水槽の内部液が空の状態とし、甲乙双方で水槽内の防食塗装状況を調査して完了とする。

第4章 作業要領

1. 清掃作業開始前

- (1) 乙は、第2種酸素欠乏危険作業主任者講習を修了した者のうちから作業主任者を選任すること。
- (2) 乙は、作業現場の実情を十分把握し、作業員の管理体制、作業体制及び非常時の救急体制等を整えること。
- (3) 乙は、作業当日の作業現場において、酸素濃度測定器、硫化水素濃度測定器等の測定器・器具の点検整備を行い、正常に作動することを確認すること。
- (4) 乙は、作業計画を立て、各器具の使用法、非常時の処置を作業従事者全員に周知徹底すること。

2. 換気

- (1) 乙は、指定された清掃場所を清掃する前に、換気装置で槽内を十分換気すること。
- (2) 乙は、構内作業を行うにあたり、酸素濃度を測定し、18%以上の酸素濃度があり、かつ、硫化水素濃度が10ppm以下であることを確認してから作業を開始すること。また、作業中も常時測定すること。
- (3) 乙は、作業中の送気を維持すること。
- (4) 乙は、清掃作業車両等の排気ガスを吸引し、これによる中毒の危険が生じないように採気位置等に十分注意すること。

3. 測定

- (1) 測定及び記録は作業主任者が行い、必ず監視員を配置すること。
- (2) 乙は、槽内に立ち入って測定する場合は、空気呼吸器等の保護具を装着して行うこと。
- (3) 乙は、作業開始前、作業中断後に作業を再開する前に、測定を行うこと。

4. 清掃作業の実施にあたって

- (1) 乙は、槽内の十分な換気と有毒ガスの有無の確認後、槽外に1名以上の監視人を配置して槽内の作業を常時監視させる一方、槽内に入る作業員については、安全带、命綱等を装着し万一の事故が発生した場合は、槽外に引き出せるようにすること。
- (2) 乙は、槽内の換気が出来ない場合または十分にできない場合等で、労働安全上の酸素濃度が保てない場合は、必ず空気呼吸器等の呼吸用保護具を装着して作業を行うこと。

『注意事項』

- ア 槽内作業にあたっては、ガスマスク・防塵マスク等は酸欠防止に全く効力がなく、絶対に使用しないこと。
- イ 槽内作業中は、常に自動警報機付きの測定器を使用して、ガスの検知を行い、酸素濃度18%以下、または硫化水素濃度10ppm以上となったら直ちに作業を中止して槽外に退避すること。

- ウ 停電になった場合も、直ちに作業を中止して槽外に退避すること。
- エ 槽内に堆積した汚泥・残渣物より硫化水素が大量に発生することがあるので、作業中は十分注意すること。
- オ 乙は、万一の事故を想定し、事故発生時の連絡先等を予め定めて、速やかにその処置が出来るようにすること。